

## 川崎市私立幼稚園施設整備資金借入金利子補給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の私立幼稚園の施設整備に必要な資金について、銀行等から借り入れた金額に係る利子のうちの一部を補助することにより、私立幼稚園の経営の健全性を高め、もって私立幼稚園の健全な発展と幼児教育の振興に資することを目的とする。

### (利子補給の対象者)

第2条 利子補給の対象となる者は、現に市内に私立幼稚園を設置しているもので、銀行等から資金を借り入れて市内に私立幼稚園を建設し、改築し、又は増築しようとするもの（以下「設置者」という。）とする。

### (利子補給の範囲)

第3条 利子補給の対象となる範囲は、その借入金総額にかかわらず、500万円以上8,000万円以内の額（以下「利子補給対象額」という。）とする。また、一つの幼稚園につき、一つの借入契約に限ることとし、利子補給は一度に限る。ただし、次に掲げる利子補給については、行わないものとする。

- (1) 利子補給の対象となる借入金額を、毎回の償還期限までに償還しない場合におけるその償還期限を過ぎた借入金額に対する利子補給
- (2) 利子補給の対象となる借入金額に対する利子を、所定の期限までに支払わない場合における当該期間に係る利子補給

### (利子補給の額)

第4条 利子補給の額は、予算の範囲内において、利子補給の対象となる借入金残高（ただし、当該残高が利子補給対象額を上回っている間は利子補給対象額を借入金残高とする。）に借入契約と同じ償還方法等により市長が定める率を乗じて得た額を限度とする。この場合において、利子補給の額が、次の表に掲げる償還方法等により計算した利子の額を超える場合は、同表で計算した額を限度とする。ただし、利子補給の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数は、切り捨てるものとする。

償還方法	元金の支払時期	利子の支払時期
元金均等償還	借入日から起算して1年目から6か月ごと	後払い

### (利子補給の期間)

第5条 利子補給の期間は、10年以内とする。

### (申請)

第6条 利子補給を受けようとする設置者は、川崎市私立幼稚園施設整備資金借入金利子補給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 資金計画書（様式第3号）
- (3) 償還計画書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利子補給の適否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により利子補給を適当と認めるときは、利子補給決定通知書（様式第5号）により、不適当と認めるときは非該当通知書（様式第6号）により、当該設置者に通知する。

（利子補給金の請求及び交付）

第8条 利子補給の決定を受けた設置者は、別に指定する該当月の区分に従い、指定する期日までに請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、請求期日を変更することができる。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補給金を交付するものとする。
- 3 前項の規定により利子補給金の交付を受けた設置者は、領収書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（利子補給の停止等）

第9条 市長は、利子補給の決定を受けた設置者及び利子補給金の交付を受けた設置者（以下「受給者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、又は、既に交付した利子補給金を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の方法により利子補給を受けたとき。
- (3) 幼稚園を閉鎖又は廃止したとき。

（実績報告）

第10条 受給者は、銀行等に当該利子補給の対象となる借入金額に係る利子を支払った場合は、実績報告として、速やかに利子支払証明書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（事故報告等）

第11条 受給者が、次の表の左欄に掲げる要件に該当したときは、直ちに右欄に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

当該利子補給の対象となる借入金額の返済の遂行が困難になったとき	事故報告書（様式第10号）
当該利子補給の対象となる借入金額の返済期間等の契約内容に変更があったとき	変更報告書（様式第11号）
その他市長が必要と認めるとき	市長が別に指定する書類

(証拠書類の整備)

第12条 受給者は、利子補給に関する書類を整備し、これらの書類を市長が必要と認める期間保存するものとする。

(報告等)

第13条 市長は、市が行った利子補給の使途に関し必要と認めたときは、受給者に対し、報告を徴し、又は調査することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。